



里帰り出産等により道外で妊婦健診を受けられる方へ

妊婦健診費用 助成のご案内

音更町妊婦健診受診票と超音波検査受診票は北海道内の医療機関(助産所)でのみ使用できます。
北海道以外の医療機関(助産所)で妊婦健診を受けた場合は、健診料金及び超音波検査料金を自己負担していただき、後日、音更町保健センターに申請していただくことで、補助基準額を上限に助成いたします。

1 申請に必要な書類

① 音更町指定医療機関以外の医療機関等で受診した妊婦健診費助成金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は妊婦本人としてください。 押印を忘れずをお願いします。
② 音更町指定医療機関以外の医療機関等で受診した妊婦健診費助成金交付申請内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 他の添付書類を確認しながら保健センターで記入することもできますので、未記入のままお持ちいただいても結構です。
③ 次の書類のどちらか (ア) 音更町指定医療機関以外の医療機関等で受診した妊婦健診費助成金支払証明書 (イ) 自己負担した妊婦健診費及び超音波検査料金が確認できる領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> (ア)は、医療機関(助産所)で記入してもらう書類です。 (ア)の書類を記載するにあたり、医療機関所定の「文書手数料」が発生する場合は、自己負担となります。
④ 口座振込み依頼書	<ul style="list-style-type: none"> 夫の口座に振り込む場合には、委任状が必要です。保健センターにご相談ください。
⑤ 未使用の「妊婦健康診査受診票」及び「超音波検査受診票」	<ul style="list-style-type: none"> 未使用の受診票は、破棄したり病院に渡したりせず、必ず手元に残してください。
⑥ 母子健康手帳の写し <ul style="list-style-type: none"> 出生届出済証明のページ 妊娠中の経過(申請する妊婦健診日)のページ 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の提出時に保健センターでコピーすることもできますので、母子手帳をご持参ください。

2 申請期間

妊婦健診を受診した最後の日、または出産等の日から起算して3か月までの間です。ただしやむをえない事情があるときは保健センターに連絡してください。

令和2年10月から
新生児聴覚検査費用の助成が始まりました！
里帰り先の医療機関等で新生児聴覚検査を受けた場合は、こちらの申請手続きも一緒に行ってください。

3 その他

申請後、交付が決定しましたら決定通知書を郵送し、指定された口座に振り込みいたします。

【問い合わせ先】

080-0104
北海道河東郡音更町新通8丁目5番地
音更町保健センター内保健課母子保健係
電話 0155-42-2712
FAX 0155-42-2713

お願い

申請時には、お手数ですが事前に電話連絡のうえ、保健センターまでお越しください。

